



神奈川県社会人サッカーリーグ1部（KSL-1）運営要項

本運営要項（以下要項と称す。）は、一般社団法人神奈川県サッカー協会 第一種社会人部会サッカーリーグ規約に基づき定める。

第1章 名称及び目的

第1条 本リーグの名称は、神奈川県社会人サッカーリーグ1部（略称KSL-1）と称す。

第2条 本リーグは、一般社団法人神奈川県サッカー協会 第一種社会人部会の統括を受け、神奈川県内のサッカー水準の向上、及び振興と相互の親交を深めることを目的とする。

第2章 運営委員会の役割

第3条 本運営委員会は、下記の事項について審議する。

- (1) リーグ運営要項の決定。
- (2) 役員の選出。
- (3) リーグ戦日程の決定。
- (4) リーグ運営経費の決定。
- (5) 賞罰の審議及び決定。
- (6) 登録選手の資格審査。
- (7) 記録の保存と表彰及び順位決定。
- (8) その他重要事項。

第3章 役員及び役員分担

第4条 本運営委員会は、次の役員を置く。

- (1) 運営委員長(1名)
本リーグを代表し、第一種社会人部会に参画して本リーグの統轄を行い、決定事項の責任を取る。
- (2) 副運営委員長(1名)
運営委員長の補佐をする。
- (3) 会計委員(1名)
本リーグの会計を管理統括する。
- (4) 審判委員(1名)
本リーグ戦の日程に基づいて審判員（3名）を手配する。

第5条 役員の選出。

- (1) 運営委員会役員および運営委員は、運営委員会において選任する。
- (2) 運営委員長および副委員長・会計は運営委員がこれを互選する。

第4章 年間運営費及び経費内容

第6条 本リーグの年間運営費は、各チーム 130,000 円とし、下記の経費について支出をする。

- (1) リーグ全般に関わる経費。（業務経費・プログラム代・表彰式経費・その他）
- (2) グラウンド使用料。（1試合につき提供者へ 2,000 円）、
- (3) 賞状（1～2位）、得点王表彰等の経費。
- (4) 入替戦経費（審判料等）。**（2020年度は入替戦なし）**



第5章 登録チーム及び登録選手

第7条 本リーグに参加する登録チーム及び登録選手の資格は、社会人サッカーリーグ規約による。試合毎の登録（エントリー）は、運営委員が未登録及び未エントリーのないことを確認する。なお、不正等を発見した場合は、書面をもって運営委員会に報告することとし、運営委員会が対処する。その後の処置については、第一種社会人部会が決定する。

「クラブ申請」が認可されたチームの他種別選手は、1チーム5名エントリーし、5名まで出場することができる。外国籍選手は、1チーム3名エントリーし、3名まで出場することができる。

第6章 試合方法及び競技要項

第8条 本リーグの試合方式は、1回戦総当りのリーグ（1チーム9試合）とし、下記の採点方法で1～10位の順位をつける。なお、1・2位の2チームは関東社会人選手権大会の出場義務を負う。降格については、総会議案書「KSL 昇降格」による。（2020年度は降格なし）

リーグ戦の採点方法

1. 勝ち点は、勝ち（3点）、引き分け（1点）、負け（0点）とし、勝ち点の多いチームを上位とする。
2. 勝ち点が同点の場合は、得失点差の多いチームを上位とする。
3. 得失点差が同点の場合は、総得点の多いチームを上位とする。
4. 総得点が同点の場合は、対戦成績で勝ちのチームを上位とする。
5. 対戦成績が引き分けの場合は、プレーオフを行う。（日程その他の状況により抽選の場合もあり得る。）

第9条 本要項以外の競技規則は、財団法人日本サッカー協会より発行された「サッカー競技規則」及び「(財)日本サッカー協会決定事項」による。

(1) 競技開始及び人数

前半・後半それぞれ45分間（90分）とし、ハーフタイムのインターバルは10分とする。試合の成立人数は、7名以上とする。なお、競技開始前に両チーム運営委員及び審判員とでマネージャーズミーティングを行う。

(2) 出場選手の登録及び交代

試合毎の選手登録（エントリー）は、交代要員11名を含め22名とする。なお、交代要員は試合開始前に届けられた11名のうち前後半問わず、5名の交代ができる。

また、試合中の交代は各チーム最大5回とする。

(3) 退場による出場停止

本リーグ戦中に退場を命じられた選手（同一試合で2回の警告による退場処分を命じられた選手を含む）は次の公式戦1試合に出場することはできない。退場処分を繰り返した場合には、2回目以降については、最低2試合の出場停止処分とする。以降の処置については第一種社会人部会の規律委員会が決定する。

(4) 警告による出場停止

本リーグ戦で累積された警告が2回となった選手は、次の本リーグ戦1試合に出場することはできない。警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、最低2試合の出場停止処分とする。累積された警告は本リーグ戦の終了時をもって効力を失う。

(5) 棄権

棄権をしたチームは不戦敗となり、勝点-1点（0-3）負けとする。

突発棄権をしたチームは、勝点-1点（0-3）の負けとし、その理由を書面にて運営委員会に報告することとし、その後の処置については社会人部会が決定する。

(6) ユニフォーム

原則としてホームチームが正のユニフォームを着用し、アウェイチームが副のユニフォームを着用する。ただし、互いのチーム及び主審の了解があれば、彩色が重複しないユニフォームの着用を認める。

(7) 背番号

試合時のメンバー表に記載した背番号を使用する。



第7章 ホームチームの役割

第10条 ホームチームは、前年度の成績により決定し、下記の事項の役割を負う。

- (1) グランド
原則としてホームチームが確保する。
- (2) 試合球
リーグにて指定された試合球（新品同等）2球（予備を含む）を用意する。
- (3) 審判料の支払い
ホームチームが以下の定められた金額を支払う。
（1試合につき主審：5,000円、副審：4,000円×2）
- (4) 確認連絡
ホームチームは審判員へ電話連絡し試合開始時刻等、事前に確認をする事。
- (5) 試合結果連絡
ホームチームが試合結果を運営委員長に連絡する。なお、結果報告書の原紙は次回運営委員会に持参する事。
- (6) グランド使用料
ホームチームがグラウンド使用料全額を負担する。

第8章 本リーグの申し合わせ事項

第11条 本リーグの申し合わせ事項は下記の通りとする。

- (1) 記録
ホームチームが指定記録用紙に記入（得点者・警告者・退場者等）し、アウェイチーム・主審から確認のサインをもらい、運営委員長に提出すること。
なお、退場報告書は退場者を出したチームが報告書に記入し、運営委員長に提出すること。
- (2) 会場の準備及び使用方法
会場の準備及び使用方法は、その会場の担当者の指示に従うこと。会場の準備は両チームで行い、試合終了後は両チームで必ず整備及び器具の片づけを行うこと。
- (3) 追加登録選手
所定の手続きを完了後、出場可能とする。なお、追加登録は随時受け付ける。
- (4) 雨天の場合
グラウンド管理者及び審判の指示を受け、両チームの運営委員が協議し最終決定を下す。
- (5) 運営委員会
月1回の開催を原則とする。
- (6) 県社会人サッカー選手権
本リーグに所属するチームは原則として県社会人サッカー選手権大会の出場義務を負う。
- (7) 県社会人1部リーグカップ
本リーグに所属するチームは原則として県社会人1部リーグカップの出場義務を負う。
- (8) 選手証について
本リーグ戦において、選手は常に選手証を携帯しなくてはならない。尚、写真の付いていない選手証に関しては認めない。
- (9) マネージャーズミーティング
原則、試合開始60分前に審判員及び両チームの運営委員でミーティングを行い、選手証の確認等正確に行う。主審より競技に関する注意事項があればそれに従う。尚、選手証（写真）のない選手は試合への参加は認めない。ただし、運営委員会で承認された場合はこの限りではない。
- (10) プログラム
本リーグに所属するチームは、リーグで作成したプログラムの購入を義務付ける。
- (11) 補足
本リーグ運営要項及び運営委員会の決定事項に違反したチームは、厳重注意とし、以降の処置については第一種社会人部会が決定する。



第9章 附 則

第12条 この運営要項の改廃は、運営委員会で審議し議決を経て、一般社団法人神奈川県サッカー協会第1種社会人部会の承認を必要とする。

第13条 本運営要項は、平成16年4月1日より実施する。

発行日	平成16年4月1日
発行元	KSL-1 運営委員会
発行責任者	KSL-1 運営委員会
改定日	平成17年4月2日
	平成19年4月7日
	平成20年4月5日
	平成21年4月4日
	平成22年4月3日
	平成23年4月2日
	平成25年4月7日
	平成26年4月5日
	平成27年4月4日
	平成28年4月2日
	平成29年4月1日
	平成30年4月7日
	平成31年4月6日
	令和2年7月1日